

南風原町体育協会表彰規程

第1条 この規程は、南風原町のスポーツの発展に貢献し、その功績が顕著で、他の模範として推奨に値する者を表彰し、スポーツ団体の強化、向上を図ることを目的とする。

第2条 表彰は、団体と個人に対して行う。

2 団体の表彰は、南風原町体育協会の加盟支部体協、南風原町のスポーツ発展に貢献した団体で顕著な功績のあったものに優良スポーツ団体賞を授与して行う。

3 個人の表彰は、次の各号の（1）又は（2）に該当するものに優良スポーツ功労賞又は優秀競技者を授与して行う。

（1）長年にわたり、南風原町スポーツの発展に尽力、その功績が顕著で推奨するに値する業績のあったもの。

（2）南風原町の競技力向上に特に優秀な成績をおさめたもの。

第3条 表彰は、南風原町体育協会長が表彰状と記念品を授与して行う。

第4条 表彰は、秋季大会の開会当日行う。但し、特別の必要があるときは随時表彰を行うことが出来る。

第5条 第2条に該当し、表彰に値するものと認められたものがあるときは加盟支部体協は、優良スポーツ団体推薦書（様式1）、スポーツ功労者推薦書（様式2）、優秀競技者推薦書（様式3）に必要事項を記載し、8月7日までに南風原町体育協会長に提出するものとする。

第6条 被表彰者の決定は、表彰審査委員会若干名を設けて行う。

（表彰審査委員会は、正副会長、各専門部を以って構成し、会長が委嘱する）

附 則

この規程は、昭和54年4月27日から施行し、昭和22年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月5日から施行する。

南風原町体育協会表彰規程細則

表彰規程第2条、第3項の1号、2号に定める表彰は、次の基準による。

1. 長年にわたり、南風原町のスポーツ界の発展に尽力し、この功績が顕著で推奨するに値する業績のあったもの。

（1）本大会又は加盟支部体協に4年以上、会長、副会長として勤続してその功績が特に顕著であると認められたもの。

（2）6年以上優秀な選手の育成及び組織の強化に特に功労のあったもの。

2. 南風原町の競技力向上に特に優秀な成績をおさめたもの。

（1）全国大会（全日本選手権、国体等）に参加した選手。

（2）南風原町代表選手として、島尻郡大会へ男子10年以上、女子5年以上出場し、優秀な成績をおさめたもの。

（3）該当者がいない年には表彰しない。

（4）本規程による表彰は、同1人又は団体については1回限りとする。

3. その他表彰審査委員会の議を経て特に値すると会長が認めたもの。

※ 優秀な成績とは、男子5年以上、女子3年以上島尻郡代表として派遣された者。